

開発行為等に伴う水道施設整備に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域において、開発行為等を行う者（以下「開発行為者」という。）が、当該開発行為等に伴い企業団の水道施設と接続する水道施設整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する都道府県知事の許可を必要とする開発行為及び給水区域内自治体が定める条例・要綱などに基づく開発行為、または土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業をいう。
- (2) 水道施設 開発区域に近接する公道又は開発区域内の計画道路に埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類（消火栓含む）をいう。ただし、当該配水管から分岐する給水装置を除く。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、企業団の設置等に関する条例（令和8年企業団条例第1号）第2条第2項に規定する水道事業の給水範囲内で実施される、開発行為等による企業団へ寄付採納が伴う水道施設整備について適用する。

- 2 企業団への寄付採納が伴わない水道施設整備については、給水装置工事として取り扱い、本要綱の適用外とする。
- 3 公設扱いとなる消火栓であっても、庄内町、三川町、新潟県村上市に設置される消火栓については給水装置工事として取り扱い、本要綱の適用外とする。
- 4 自治体などが定める規則により設置される消火栓であっても、公道等に面し公共の用に供すものでなければ給水装置工事（私設消火栓）として取り扱い、本要綱の適用外とする。
- 5 その他、当該水道施設から分岐する給水装置の設置に関しては給水装置工事として取り扱い、本要綱の適用外とする。

(費用負担)

第4条 開発行為等に伴う水道施設整備に関する費用、完成後の寄付手続き等に要する費用等については原則開発行為者の負担とする。

- 2 当該水道施設整備に伴い、庄内広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が必要と判断した既設の水道施設及び給水装置の移設・撤去等については、原則開発行為者が費用を負担し行わなければならない。
- 3 水道施設及び用地等に抵当権、賃貸権又はその他所有権の行使を制限する権利がある時は、開発行為者の費用負担によってこれを消滅させなければならない。

(事前協議)

第5条 開発行為者は、当該水道施設整備について、整備計画、設計条件（水理計算結果など）、消火栓の設置及びその他必要と認める事項について企業長と協議しなければならない。

- 2 開発行為者は、消火栓を含む消防水利の設置に関し消防及び関係団体等と協議し、その結果を企業長に報告しなければならない。また当該水道施設整備に関連する協議・調整を行ったその他の内容についても、企業長に報告しなければならない。
- 3 開発行為者は企業長と協議した内容についてまとめ、任意の様式にて速やかに提出しなければならない。

(実施設計)

第6条 実施設計は、水道施設設計指針（社団法人日本水道協会監修）、庄内広域水道企業団工事仕様書及び要領、企業長との事前協議内容等に基づき開発行為者が行うものとする。

- 2 水道施設等の規模の決定は、当該開発地への1日最大給水量及び消防水利、その他の条件を考慮して行わなければならない。
- 3 実施設計にあたり、必要な調査等は開発行為者が行うものとする。

(申請・審査)

第7条 開発行為者は、審査申請書（様式第1号）を提出し、企業長の審査を受けなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定による審査申請があったときは審査し、回答（様式第2号）を開発者に通知するものとする。

(工事の施工)

第8条 開発行為者は、前条第2項の規程による承認を受けた後、水道施設整備工事を着工する際は、自治体都市計画担当課及び消防本部の許可及び同意書等を添えて工事着工届（様式第3号）を企業長に提出しなければならない。

2 開発行為者は、水道施設工事を行う際は次の各号を満たす水道施設の施工を行う者（以下「水道施設施工業者」という。）を選定し、施工させなければならない。

(1) 庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者

(2) 庄内広域水道企業団工事仕様書に定められた資格を有する者

3 開発行為者は、整備計画に変更が生じた場合は速やかに変更審査申請書（様式第4号）を企業長に提出し、審査を受けなければならない。

4 前項申請書の提出を受けた企業長は審査し、回答（様式第5号）により審査結果を開発者に通知するものとする。

5 施工中の工事等に伴う問い合わせ及び苦情等に関しては、開発行為者が誠意をもって対応しその解決にあたること。また安全管理についても、開発行為者が責任をもって対応すること。

(工事の立会い等)

第9条 水道施設施工業者は、企業長が定めた項目（別紙1）について立会いを求め、実施設計の内容及び各種基準に適合しているかの確認を受けなければならない。

2 水道施設施工業者は、断水を伴う作業を行う際は事前に企業長と十分協議を行い、立会いを求めなければならない。また水道施設施工業者は、この作業に伴う周辺住民及び関係機関への周知等も十分留意して行わなければならない。

3 水道施設施工業者は、企業団の水道施設と開発行為等により設置した水道施設の接続を行う際は、企業長へ立会いを求めなければならない。また企業団の水道施設から開発行為等により設置した水道施設へ通水を行う際も、企業長へ立会いを求めなければならない。

(承認の取り消し)

第10条 企業長は第7条及び第8条により承認した水道施設整備工事において、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、承認を取り消す（様式第6号）ことができる。また既に企業団の水道施設と接続されている場合、これと切り離すことを開発行為者に命じることができる。

- (1) 着工届提出時に、自治体都市計画課担当及び消防本部の許可及び同意等を得ていない場合。
- (2) 開発行為者が整備する水道施設及び接続する企業団の水道施設の両方又はいずれかが、承認の基準を満たさない。またはその可能性があると判断された場合。
- (3) 当該水道施設整備の施工が適切に行われていない場合。

(検査及び寄付採納)

第11条 開発行為者は工事完了後、水道施設の検査及び寄付採納依頼（様式第7号）及び竣工書類（別紙2）を企業長へ提出し、検査を依頼しなければならない。

- 2 企業長は前項の依頼があったときは、開発行為者及び水道施設施工者立会いの上、検査（別紙3）を行い、水道施設の寄付採納の回答（様式第8号）により通知を行う。
- 3 前項の検査に合格し企業団に採納された水道施設設置に関する断水及び検査等の手数料、及び公設消火栓設置に係る加入金は免除するものとする。
- 4 開発行為者は、企業団に採納された水道施設等について一切の権利を主張しないものとする。企業長が第三者のために給水を許可し、又は当該水道施設の改良等を行うときも同様とする。
- 5 整備された水道施設からの給水は、企業団に採納の決定を受けた日から開始することができる。

(瑕疵)

第12条 企業団へ採納された水道施設の瑕疵等が明らかになった場合は、開発行為者の責任において改善しなければならない。開発行為者が瑕疵の責を負う期間は、寄付採納の決定を受けた日から2年間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。